

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する測量業務(測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量をいう。以下同じ。)、建設コンサルタント業務(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第3号に規定する建設コンサルタント(以下「建設コンサルタント」という。)の行う業務をいう。以下同じ。)、地質調査業務(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査業者(以下「地質調査業者」という。)の行う地質調査をいう。以下同じ。))及び補償コンサルタント業務(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償コンサルタント(以下「補償コンサルタント」という。)の行う業務をいう。以下同じ。))に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条第1項に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 松江市税の滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 社会保険料の滞納がないこと。
- (5) 松江市国民健康保険料の滞納がないこと。
- (6) 測量業務の入札参加資格を希望する者は、測量法第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていること。
- (7) 建築関係建設コンサルタント業務の建築一般の入札参加資格を希望する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 土木関係建設コンサルタント業務の建設コンサルタントの区分に係る業務の入札参加資格を希望する者は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録を受けていること。
- (9) 地質調査業務の入札参加資格を希望する者は、地質調査業者登録規程に基づく登録を受けていること。
- (10) 補償関係コンサルタント業務の補償コンサルタントの区分に係る業務の入札参加資格を希望する者は、補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けていること。
- (11) 補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録を受けていること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(申請)

第3条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類(当該内容を記録した電磁的記録を含む。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 測量等実績調書
- (3) 技術者経歴書
- (4) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては代表者の身分証明書(発行官公署で定めるもの。)
- (5) 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
- (6) 市税納付状況調査同意書
- (7) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (8) 社会保険料の滞納がないことを証明する書類
- (9) 国民健康保険料納付状況調査同意書
- (10) 誓約書
- (11) 役員等名簿
- (12) 業務に関する登録通知書等の写し
- (13) 財務諸表
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請をした者で、次に掲げる事項について変更があつたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 営業所の名称、所在地及び代表者の氏名

- (3) 前項第5号の委任状の記載事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(入札参加資格審査)

第4条 入札参加資格審査は、隔年度に実施する入札参加資格審査(以下「定期審査」という。)及び市長が別に定める日に実施する入札参加資格審査(以下「追加審査」という。)とする。

- 2 前項の追加審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者及び定期審査による入札参加資格を有している業務以外の業務について入札参加資格を得ようとする者に限る。
- 3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 定期審査を実施する年度の直前2年の各営業年度における年間平均契約金額
 - (2) 審査基準日の直前決算における自己資本額
 - (3) 審査基準日の前日における業務に従事する有資格技術職員数
 - (4) 審査基準日の前日までの営業年数
- 4 第1項の定期審査を受けた者は当該審査を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間、追加審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期間の末日までの期間、入札参加資格を有する。ただし、市長が、特に必要があると認める場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。
(入札参加資格者名簿)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有すると認められるときは、入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録するものとする。
(資格審査結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定により資格者名簿に登録したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
(資格の取消し)

第7条 市長は、有資格者が第2条第2項に該当しなくなったとき、又は不正の手段により同条の認定を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すものとする。
(雑則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の測量業者等の指名競争入札参加資格審査要綱(平成6年松江市告示第75号)、美保関町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年美保関町告示第9号)、宍道町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成16年宍道町告示第135号)若しくは解散前の松江地区広域行政組合において松江市の告示を準用する告示(平成元年松江地区広域行政組合告示第1号)又は鹿島町、島根町、八雲村、玉湯町若しくは八束町の各規程によりなされた平成17年度及び18年度入札参加資格審査(定期審査)、資格者の登録他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第5条の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の測量業者等の指名競争入札参加資格審査要綱、鹿島町建設工事等入札参加者等に対する指名停止等に係る措置要領(平成15年鹿島町告示第43号)、美保関町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱若しくは宍道町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱若しくは解散前の松江地区広域行政組合において松江市の告示を準用する告示又は、島根町、八雲村、玉湯町若しくは八束町の各規程によりなされた入札参加の停止措置については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日松江市告示第364号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(松江市建設工事入札参加者等選定要領の一部改正)

- 2 松江市建設工事入札参加者等選定要領(平成17年松江市告示第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成24年9月28日松江市告示第363号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月17日松江市告示第357号)

この告示は、平成26年9月18日から施行する。

附 則(平成26年10月29日松江市告示第387号)

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年11月4日松江市告示第410号)

この告示は、平成28年12月1日から施行する。